

銀行監督行政の基準としての自己資本（比率）規制に対する批判的考察

高千穂商科大学 宮坂恒治

1. 本論の趣旨

わが国の銀行は戦後 40 年、自己資本を特に意識することなく運営されてきたが、1988 年 7 月の BIS 提言を日本政府が受け入れ早期是正措置の基準としたことにより、自己資本比率が銀行行政の中心的指標となった。以下では銀行の大部分を占めるオンバランスの信用リスクに関わる自己資本比率規制を問題とする。

なぜ自己資本比率規制が強行規定とされたか、従来の従業員・経営者・株主等による企業所有観から株主企業所有観への変更にコンセンサスはあるか等々問題が多い。

2. 自己資本とは

商法上の自己資本：企業実態価値とは直接に関係ないから、形式的概念と言おう。

会計上の自己資本：資本 = 資産 - 負債 実態的にみても資産評価額と負債簿価からのみ資本を認識することが出来る。時価主義の資産評価によれば、解散価値を表す。

市場企業価値の評価：企業の将来収益の現在価値を基本として認識する。ゴーイング・コンサーンを前提とし期待価値を含む。SVA, EVA などの株主資産評価法がある。

自己資本は、資産に生じる減価をカバーする額。BIS 規制の自己資本概念。

3. BIS 規制制定論議における問題点

ギアリングレシオでは経営者がハイリターンの資産増加に走り資産劣化を招くため、リスクアセットレシオを採用したと言われるがわが国の経営者には当てはまらない。BIS 規制は自己資本比率として、分子に法的概念の自己資本 (Tier1) とそれに準じる資本 (Tier2) を、分母はリスクカテゴリー別にウエイトで評価した総資産額をとる。分子と分母とは連動することがなく信用拡大は自己資本の低下を招き抑止要因となる。

信用リスクを保全する実体は自己資本という法的観念ではなく資産である。資産が健全であれば負債超過率は問題とならない。貸出担保として預金と国債しか認めないのは、現実にそぐわず、不動産担保が一般的であるわが国の実情に合わない。

合理的な貸倒引当金の計上は資産の実態価値を評価するもので差をつける要はない。カテゴリー別のリスク加算はポートフォリオにおけるリスク分散効果の数理に反する、税制を無視するならば企業価値は自己資本と借入によって差はないとするファイナンス理論をどう見るか、強行的ルールである 8%の根拠がない、など理論面の問題もある。

る。

4 . 国内銀行における自己資本規制代案

国内銀行規制の自己資本比率は、ギアリングレシオ方式とする。資産評価を時価ベースでとれば、自己資本比率 = (資産 - 負債) / 資産 = 1 - 負債 / 資産

この定式では、貸出の増加は同比率の低下要因となり、信用拡大を促進する。

不良債権比率 = 不良債権 / 資産だから、不良債権比率をもって自己資本比率規制に替えることは出来るし、その方が簡便である .

信用リスク予防措置として大口融資規制も強行法規とする要がある。自己資本の少ない中小金融機関においては、この違反が大きな損害をもたらした。